# 長崎県食品ロス削減推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「長崎県食品ロス削減推進協議会(以下「協議会」という。)」は、事業者、 県民、関係団体及び行政が一体となって、食品廃棄物の排出抑制・減量化を進める ため、食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。以下 同じ。)削減の実践活動を推進することを目的とする。

#### (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
  - (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
  - (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
  - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (組織等)

- 第3条 協議会は学識経験者、事業者、消費者及び行政機関の実務者からなる委員で 組織する。
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の議事を統括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名するものがその 職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴 取することができる。

#### (ワーキンググループ (WG))

- 第5条 会長は、必要な場合は、協議会にWGを置くことができる。
- 2 WGは、協議会から指示された事項について検討を行う。
- 3 WGの座長及び委員は協議会のなかから会長が指名する。
- 4 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者をWG委員として指 名することができる。
- 6 WG委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (経費支弁)

- **第6条** 委員並びに構成委員以外の講演者等が、会議等の職務を行うために旅行した ときは、旅費を長崎県(以下「県」という。)の規定に基づき県が負担する。
- 2 県が必要に応じて委嘱した者及び構成委員以外の講演者に対し、県が別途定める 謝金を支給する。

## (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に事務 局を置く。

#### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が 別に定める

## 附則

- この要綱は、平成29年11月22日から施行する。
- この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
- この要綱は、令和元年8月21日から施行する。
- この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。